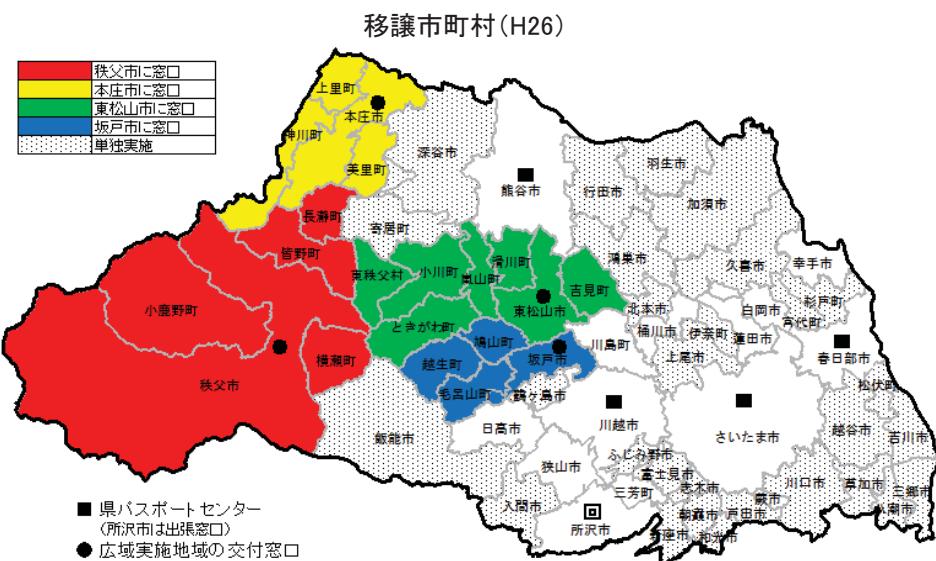


52	NPO活動の総合的支援		生活・安全 権限移譲								
団体名	仙台市(宮城県)	人口	1,038,522人								
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仙台市では、従来からNPOの活動を支援する体制を整備していたが、NPO法人制度に関しては、設立認証等の権限が宮城県にあったため、仙台市で支援できることができたが限られていた。 ○ 平成24年4月、NPO法人の設立認証、定款変更の認証等の権限が都道府県から指定都市に移譲されたことで、従来であれば県窓口を案内していた法人制度の相談を市自ら対応できるようになり、NPO活動を総合的に支援することが可能になった。 										
背景・目的	<p>仙台市では、平成11年に全国初の「公設NPO営」の仙台市市民活動サポートセンターを開設し、NPO活動に関する相談、各種講座の開催、助成金情報の提供等を通して、NPOの育成やその活動の支援を行ってきた。</p> <p>しかし、従来は、NPO法人の設立認証等の権限が宮城県にあったため、NPO法人制度上の具体的な手続や基準等の相談については県窓口を案内せざるを得ず、仙台市で支援できることができたが限られていた。</p> <p>また、東日本大震災後には、市民活動サポートセンターを拠点に様々なNPOが被災地の支援活動を展開しており、復旧・復興の原動力となるNPO活動を一層促進するための取組が必要であった。</p>										
内容	<p>第2次一括法による特定非営利活動促進法の改正で、平成24年4月、NPO法人の設立認証、定款変更の認証等の権限が都道府県から指定都市に移譲されたことで、従来であれば県窓口を案内していた法人制度の相談を、市自ら対応できるようになった。</p> <p>現在では、NPO活動の立ち上げから法人化のメリット・デメリット、法人の運営方法等に至る幅広い相談に対応する市民活動サポートセンターと、設立認証の受付・審査等を行う市担当課が連携し、個別相談会や法人向けの研修講座を開催するなど、NPO活動を総合的に支援している。</p>										
効果	<p>市民活動サポートセンターでは、東日本大震災以降、復興支援活動を行うNPOに対して、平成23年9月まで施設を無償開放して活動の場を提供してきた。</p> <p>また、様々なNPO等の活動情報をまとめた情報誌を発行して市民への情報提供を行うなど、復旧・復興の担い手であるNPOの活動を支えてきた。</p> <p>東日本大震災以降のNPO法人の設立認証件数は増加傾向にあり、市民活動サポートセンターと市担当課が連携し、法人の設立から運営までを含めたサポートを行っていくことで、NPO法人が力を発揮しやすい環境を提供し、その活動が今後のまちづくりの大きな力になることが期待できる。</p>										
仙台市におけるNPO法人の設立認証件数の推移											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">平成22年度</th><th style="text-align: center;">平成23年度</th><th style="text-align: center;">平成24年度</th><th style="text-align: center;">平成25年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">18</td><td style="text-align: center;">27</td><td style="text-align: center;">38</td><td style="text-align: center;">36</td></tr> </tbody> </table>				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	18	27	38	36
平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度								
18	27	38	36								
<small>※平成23年度以前の件数は、宮城県が認証したNPO法人のうち、事務所の所在地が仙台市内にあるものの件数</small>											
担当課 関連サイト	仙台市市民局市民協働推進課 http://www.city.sendai.jp/manabu/shimin/npo/index.html http://sapo-sen.jp/										

53	NPO活動の総合的支援	生活・安全 条例による事務処理特例制度
団体名	基山町(佐賀県)	人口 17,587人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ NPO法人が設立認証申請等の手続を町内で行えるよう、平成21年4月、事務処理特例条例により、法人の設立認証等の権限が町に移譲された。 ○ 町内で手續が完結するようになり、住民の利便性が向上。また、NPO法人の活動を町が直接把握することで、密接な協働が可能になった。 	
背景・目的	<p>基山町では、地域に根ざした活動を行うNPO法人の支援を行うことにより、町民主役のまちづくりを目指しており、現在は9法人が町内で活動している。従来は、NPO法人に係る設立の認証、定款変更の届出受理等の事務を県が行っていたが、基山町は県の東端に位置しており、車で片道約1時間かかる県庁で手續を行わなければならなかつた。</p>	
内容	<p>平成21年4月、事務処理特例条例により、2以上の市町の区域にまたがるものと特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の設立認証等に係る権限が町に移譲された。これにより、町内のNPO法人は町内で手續を行うことができるようになった。</p> 	
効果	<p>特に、事業報告や役員等の変更届のような提出頻度の高い手續について、利便性が向上した。移譲後、新規の法人設立の認証申請は今のところないが、申請窓口が身近になったことで、町民がより気軽にNPO活動を行うことができるものと期待される。</p> <p>また、町内のNPO法人の活動について町が直接把握することで、NPO法人との協働をより密接に行うことができるようになった。</p>	
担当課 関連サイト	<p>基山町企画政策課 http://www.town.kiyama.lg.jp/soshiki/8/</p>	

54	一般旅券の申請受理・交付		生活・安全 条例による事務処理特例制度																														
団体名	佐賀県	人口	853,341人																														
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民サービスの向上を図るため、平成18年から19年にかけて、事務処理特例条例により、一般旅券の申請受理等の事務を順次市町に移譲。 ○ 旅券・戸籍事務の窓口を市町に一本化し、身近な窓口での手続を実現。 ○ 県・市町双方の事務の効率化及び県における業務改善により、申請から交付までの日数を短縮。 																																
背景・目的	<p>佐賀県では、年間約2万件のパスポートの交付申請について、本庁(佐賀市)及び鳥栖市、唐津市、武雄市の3出張所で申請受理等の事務を行っていた。しかし、出張所は県の職員が出張して窓口を開設するという方法であったため、受付・交付可能な曜日が限られていた。また、新規発行の場合については、市役所・町役場で戸籍謄本を入手した上で県のセンターに申請する必要があった。</p>																																
内容	<p>平成18年から19年にかけて、事務処理特例条例により、旅券法に基づく一般旅券の申請受理等の事務を順次市町に移譲した。現在では、県内の全20市町が窓口を開設しており、県の3出張所については廃止した。</p> <p>また、市町への移譲後、県と市町の双方において事務の効率化を図るとともに、県において業務改善を行った結果、申請から交付までの日数を5日(佐賀市にあっては4日)に短縮することができた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">従来</th> <th colspan="2">現在</th> </tr> <tr> <th>佐賀市以外の市町受付</th> <th>佐賀市受付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日目</td> <td>申請受付、申請書発送</td> <td>申請受付、申請書発送</td> <td>申請受付、申請書発送</td> </tr> <tr> <td>2日目</td> <td>申請書到着、審査</td> <td>申請書到着、審査</td> <td>申請書到着、審査、作成、1次検査</td> </tr> <tr> <td>3日目</td> <td>作成、1次検査</td> <td>作成、1次検査</td> <td>2次検査、発送</td> </tr> <tr> <td>4日目</td> <td>2次検査、発送</td> <td>2次検査、発送</td> <td>旅券到着、交付</td> </tr> <tr> <td>5日目</td> <td>旅券到着、交付準備</td> <td>旅券到着、交付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6日目</td> <td>交付</td> <td colspan="2" rowspan="3">※ 青色のセルは市町事務、白色のセルは県事務</td></tr> </tbody> </table>				従来	現在		佐賀市以外の市町受付	佐賀市受付	1日目	申請受付、申請書発送	申請受付、申請書発送	申請受付、申請書発送	2日目	申請書到着、審査	申請書到着、審査	申請書到着、審査、作成、1次検査	3日目	作成、1次検査	作成、1次検査	2次検査、発送	4日目	2次検査、発送	2次検査、発送	旅券到着、交付	5日目	旅券到着、交付準備	旅券到着、交付		6日目	交付	※ 青色のセルは市町事務、白色のセルは県事務	
	従来	現在																															
		佐賀市以外の市町受付	佐賀市受付																														
1日目	申請受付、申請書発送	申請受付、申請書発送	申請受付、申請書発送																														
2日目	申請書到着、審査	申請書到着、審査	申請書到着、審査、作成、1次検査																														
3日目	作成、1次検査	作成、1次検査	2次検査、発送																														
4日目	2次検査、発送	2次検査、発送	旅券到着、交付																														
5日目	旅券到着、交付準備	旅券到着、交付																															
6日目	交付	※ 青色のセルは市町事務、白色のセルは県事務																															
効果	<p>移譲後は、住民がより身近な窓口で手続を行うことが可能となり、申請から交付までの日数も短縮された。また、旅券・戸籍謄本交付の窓口が市町に一本化されたため、新たに旅券の申請を行う県民にとっての利便性が向上した。</p>																																
担当課 関連サイト	<p>佐賀県国際・観光部国際戦略グループ http://www.pref.saga.lg.jp/web/kankou/_1267/passport-shinsei.html</p>																																

55	一般旅券の申請受理・交付		生活・安全 条例による事務処理特例制度
団体名	埼玉県	人口	7,272,304人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ パスポートの申請窓口を県民に身近なものにするため、平成19年度から、事務処理特例条例により、一般旅券に係る申請受理等の事務を順次市町村に移譲。 ○ 戸籍事務との窓口の一本化により、利便性が向上。 ○ 単独では移譲が困難な町村については、地域の中心市に事務を委託する広域連携の仕組みを活用。 		
背景・目的	<p>埼玉県では、パスポートの申請が年間約24～25万件あり、県内4箇所のパスポートセンター（さいたま市、川越市、熊谷市、春日部市）及び1出張窓口（所沢市）で申請受理、交付等の事務を行っている。従来は、旅券の申請・受取のために県のパスポートセンター又は出張窓口まで出向かなければならず、不便な地域があった。</p>		
内容	<p>平成19年度から、事務処理特例条例により、旅券法に基づく一般旅券の発給の申請受理等の事務について、県内市町村への移譲を開始した。移譲開始時の移譲先は3市であったが、対象を順次拡大し、平成26年度中には県内の49市町村において窓口を設置することになっている。</p> <p>なお、市町村に事務を移譲する際、単独では移譲が困難な16町村については、地方自治法に基づき、各地域の中心市（秩父市、本庄市、東松山市、坂戸市の4市）へ事務を委託する広域連携の仕組みを活用している。</p>  <p>■ 県パスポートセンター (所沢市は出張窓口) ● 広域実施地域の交付窓口</p>		
効果	<p>身近な窓口での旅券の申請・受取が可能になり、利便性が向上した。平成24年度における市町村での申請件数は61,339件であり、県内の申請全体に占める割合は年々増加傾向にある。</p> <p>また、旅券・戸籍交付の窓口が市町村に一本化されたため、申請に係る県民の負担が軽減した。</p>		
担当課 関連サイト	<p>埼玉県県民生活部国際課 http://www.pref.saitama.lg.jp/page/sinseibasyo.html (埼玉県パスポートセンターHP)</p>		

56	多重債務相談窓口と連携した自主納税の促進		生活・安全 推進体制の整備等
団体名	おかげわし 桶川市(埼玉県)	人口	75,447人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 桶川市では、多重債務者の増加が社会問題化していることを受け、平成19年10月、多重債務相談専用の窓口を設置。弁護士会等と連携し、相談者の状況、相談内容に応じた効果的な支援を実施。 ○ 収税課でも生活再建後の自主納税を勧めてきたことで、多重債務の解消後に自主的な納税を行う者が増加。平成25年3月までの累計で約7,063万円の市税の納付があり、自主財源の確保に寄与。 		
背景・目的	<p>全国的に多重債務者の増加が問題となる中、桶川市においても、市県民税、国民健康保険税、保育料などを滞納している市民の半数以上が多重債務状態に陥っていると推察された。</p> <p>また、これまで税務や生活保護等の各相談窓口で多重債務状態ということを把握しても、弁護士等の専門機関を紹介するだけにとどまり、相談に行くための準備と相談を自らが実行しないと、多重債務問題の解決には至らない状況にあった。</p> <p>そこで、平成19年10月に関東初の「多重債務相談専用窓口」を開設し、多重債務者が自立した生活に戻るための全庁的な支援体制を整備した。</p>		
内 容	<p>収税課が納税折衝のために生活状況等を把握する中で、多重債務状態に陥っていることが明らかになった場合は、速やかに多重債務相談窓口へ連絡する。</p> <p>多重債務相談窓口では、借入状況や生活状況等を詳しく聞き取り、弁護士会や司法書士会などの専門機関への相談日時の設定を行っている。</p> <p>また、相談者が生活の中で困っている問題がある場合には、多重債務と同時に解決していくよう、生活再建を支援している。例えば、「病気で働けない」という場合は、生活保護の窓口に引き継ぐ。「入院医療費が払えない」という場合は、保険年金課につなぎ、医療費の相談を行う。いずれも多重債務相談窓口が関係各課との調整を行っている。</p> <p>収税課では、多重債務の解消や生活が再建されるまでは無理に納税を勧めず、過払金の差押えも行わない。生活が安定してからの自主的な納税を勧めている。</p>		
効 果	<p>多重債務の解消後、生活が安定してからの自主的な納税を勧めてきたことにより、平成19年10月から平成25年3月までの累計で、延滞金を含め173件、約7,063万円の市税の納付があり、自主財源の確保につながっている。</p> <p>また、多重債務に悩んでいた市民から「自殺まで考えたが、将来を考えられるようになった」という声や、弁護士事務所等から「市が間に入ることで、相談者の専門家相談への心理的な垣根が低くなった」という声が聞かれるなど、関係者から非常に高い評価を得ている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>桶川市秘書室秘書広報課、総務部収税課</p> <p>http://www.city.okegawa.lg.jp/kurashi/20/82/p000087.html</p>		

57	市民マナー条例の制定		生活・安全 自主条例の活用
団体名	浜松市(静岡県)	人口	817,762人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浜松市では、空き缶・吸い殻の投棄など、迷惑行為に係る苦情が増加傾向にあったことから、市民の意識向上を図るために、平成15年3月、「浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例(市民マナー条例)」を制定。 ○ 条例では、①空き缶・吸い殻等の投棄、②歩行中等の喫煙、③落書き、④飼い犬・ねこのふんの放置、⑤身体障害者用駐車場の不適正な利用という5つの迷惑行為を禁止。 ○ 条例制定により、空き缶・吸い殻の投棄が減少(吸い殻投棄本数H18:4,641本⇒H24:1,976本)するなど、迷惑行為の減少に効果。 		
背景・目的	<p>浜松市では、空き缶・吸い殻等の投棄、飼い犬・ねこのふんの放置といった迷惑行為に対する市民からの苦情が年々増加傾向(H11:375件、H12:488件、H13:590件)にあつた。また、市議会でごみのポイ捨てを防止する条例制定を求める質問があつた。</p> <p>こうした状況を踏まえて、市民や事業者の意識の向上を図り、思いやりのある行動を促すことで快適な生活環境を確保するために、平成15年3月、「浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例(市民マナー条例)」を制定した(同年7月施行)。</p>		
内容	<p>「浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例(市民マナー条例)」では、①空き缶・吸い殻等の投棄、②歩行中等の喫煙、③落書き、④飼い犬・ねこのふんの放置、⑤身体障害者用駐車場の不適正な利用という5つの迷惑行為を禁止することで、快適で良好な生活環境の実現を目指している。</p> <p>条例を制定するに当たっては、府内検討会(全13回)や市民12人を委員とした市民懇話会(全4回)、条例制定に対する市民意見の募集、タウンミーティング(全2回)を行つた。市民からは条例制定に賛同する意見や条例のPR方法、罰則検討についての意見があつた。</p> <p>条例の啓発としては、リーフレットやポケットティッシュを各区のイベントなどで配布したり、ポスターを鉄道駅構内や電車内に掲示するなどの取組を行つてはいる。このほか、歩きたばこ・ポイ捨て禁止を標記した路面告知シートを市内131か所(平成25年度末)に設置している。</p>		
効果	<p>平成25年度に実施した市民アンケートによる条例の認知度は、59.7%となっている。条例制定後、以下の調査結果のとおり、迷惑行為は減少している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き缶・吸い殻等の投棄 (調査区域内の吸い殻投棄本数/H18:4,641本⇒H24:1,976本) ・歩行中等の喫煙(定点における歩行喫煙率/H17:0.98%⇒H23:0.28%) ・落書き(公共施設等における落書き件数/H18:129件⇒H24:40件) ・飼い犬・ねこのふんの放置(年間苦情件数/H18:472件⇒H24:130件) 		
担当課 関連サイト	<p>浜松市環境部環境政策課 http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kankyou/kaiteki_jorei/index.html</p>		

58	いじめ等防止条例の制定		生活・安全 自主条例の活用
団体名	おのし 小野市(兵庫県)	人口	50,231人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小野市では、子どものいじめの背景に、家庭・企業・地域社会での虐待、DV、セクハラなど大人の問題があると捉え、平成19年12月、「小野市いじめ等防止条例」を制定（全国初）。 ○ 施策推進に当たっては、市長部局にヒューマンライフグループを設置したほか、いじめ防止を大人の問題でもあると広く捉え、いじめのない職場づくりについて企業に努力義務を課すなど、あらゆる関係者における取組を促進。 ○ 条例制定後、窓口に寄せられた福祉関連の相談事案を教育関係課と共有するなど、教育と福祉との連携がスムーズになるなどの効果。 		
背景・目的	<p>小野市では、「市民憲章」や「差別を許さない明るい都市宣言」の下、あらゆる人権問題の解決に向け、たゆまぬ努力を重ねてきた。</p> <p>このような中、不登校など子どもの不適応行動の陰に、ドメスティック・バイオレンス(DV)、児童虐待、貧困、親の未熟性といった大人の問題があると捉え、学校におけるいじめだけではなく、家庭、企業、地域社会などの虐待、DV、セクシュアル・ハラスメント等も「いじめ等」と広くとらえ、この「いじめ等」の問題に総合的に対応するため、平成19年12月、全国初となる「小野市いじめ等防止条例」を制定した(平成20年4月施行)。</p>		
内 容	<p>条例の制定に当たって、平成19年4月、「いじめ」に焦点を当てながら人権問題全体を考える組織として、市長部局にヒューマンライフグループを設置した。教育部局だけでなく、関係部署全体で情報共有しながら、いじめの予防、事案発生時の対応を行っている。</p> <p>具体的には、「第一次いじめ等防止行動計画」の策定、相談窓口「ONOひまわりほっとライン」の運営、年2回の「ONOいじめ等防止ウィーク」における集中的な普及啓発(街頭キャンペーン、チラシ・ポスターの配布等)、いじめ等防止市民会議の運営を行っている。</p> <p>人権問題に関する市民の学習支援として、親子活動、子育て、コミュニケーション、リーダーシップ、男女共同参画社会の推進などの分野で経験豊かな講師陣を登録し、市内の地域団体、PTA、企業、自主活動グループなど、おおむね10人以上の市民が自動的に実施する企画講座に、無料で講師を派遣している。また、相談員、教員、人権啓発員の相談能力向上のため、年2回、研修を開催し、事例検討等を行っている。</p>		
効 果	<p>条例制定後、ONOひまわりほっとラインに寄せられた福祉関連の相談事案をヒューマンライフグループで教育関係課と共有するなど、教育と福祉の連携が極めてスムーズになった。</p> <p>また、啓発活動の結果、人権学習リーダーを対象としたアンケート結果において、いじめ等防止条例を知っている人の割合が、60.0%(平成22年度)から81.2%(平成25年度)へと上がった。平成25年度全国学力・学習状況調査においても、「いじめはどんな理由があつてもいけないことだと思う」と答えた児童生徒の割合は、小学生 96.5% (全国平均 95.9%)、中学生 95.6% (全国平均 93.5%)と高い数値を示している。</p>		
担当課 関連サイト	<p>小野市市民安全部ヒューマンライフグループいじめ担当グループ http://www.city.ono.hyogo.jp/p/1/8/2/4/01/</p>		

59	火薬類の消費許可		生活・安全 条例による事務処理特例制度
団体名	前橋市(群馬県)	人口	340,945人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成12年4月、事務処理特例条例により、煙火に係る火薬類の消費許可権限が市に移譲された。 ○ これにより、市消防局が許可時に花火の主催者等に対し事故防止の徹底を指導することが可能となり、観客の安全確保を図ることができるようになった。 		
背景・目的	<p>前橋市では、毎年8月に開催される「前橋花火大会」をはじめ、市内のテーマパークにおけるイベントや地域の納涼祭等で花火が行われており、これらに係る火薬類の消費許可の申請が毎年20件程度ある。従来は、火薬類の消費許可事務を県が実施していたため、市消防局が花火の主催者・花火業者に関与する機会がなかった。</p>		
内容	<p>平成12年4月、事務処理特例条例により、火薬類取締法上の火薬類の消費許可のうち煙火に係るものについて、市に権限が移譲された。これにより、花火大会における火薬類の消費許可の際に、市消防局が警察及び花火大会の主催者等と消防警戒に関する協議を行い、また、主催者等に対し事前に注意事項や禁止事項の周知を図ることができるようになった。</p>		
効果	<p>煙火消費に係る災害を未然に防ぐため、花火大会の開催前に、火災予防のプロフェッショナルである市消防局が主催者等に対し事故防止策の徹底を指導する機会ができたことで、観客の安全を確保できるようになった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>前橋市消防局警防課 http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/8/19/20/048/p009283.html</p>		

60	高圧ガス事業者に対する指導監督		生活・安全 条例による事務処理特例制度 地方公共団体間の協働									
団体名	大阪市(大阪府)	人口	2,663,467人									
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者に対しきめ細かい指導監督を行うため、平成23年4月以降、事務処理特例条例により、高圧ガス保安法等に係る指導監督権限が市町村に順次移譲された。 ○ 大阪市消防局を中心とする府内の全消防本部で構成する機構を設立し、円滑かつ効率的な事務処理が行われるよう研修等を実施することで、きめ細かい指導監督を行い、火災予防と併せた一体的な規制・指導を図っている。 											
背景・目的	<p>大阪府内では、高圧ガスに係る事故が年間約30件発生しており、その半数以上が容器(ボンベ)の不備に起因している。しかし、府が実施していた高圧ガス事業者等に対する指導監督は行政職員による書類審査が中心であり、立入検査等の現地確認が行われることは少なく、必ずしも十分な指導監督が行われていなかつた。一方、市単独で事務の移譲を受けるに当たっては、専門的知識の不足等の課題があつた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">大阪府内の高圧ガス事故発生件数 (うち、容器に起因するもの)</td><td style="width: 25%;">平成23年</td><td style="width: 25%;">平成24年</td><td style="width: 25%;">平成25年</td></tr> <tr> <td>43件(29件)</td><td>24件(13件)</td><td>35件(19件)</td><td></td></tr> </table>			大阪府内の高圧ガス事故発生件数 (うち、容器に起因するもの)	平成23年	平成24年	平成25年	43件(29件)	24件(13件)	35件(19件)		
大阪府内の高圧ガス事故発生件数 (うち、容器に起因するもの)	平成23年	平成24年	平成25年									
43件(29件)	24件(13件)	35件(19件)										
内容	<p>平成23年4月以降、事務処理特例条例により、高圧ガス保安法を含む保安3法(※)に係る事業者に対する指導監督等の権限が大阪市を含む府内市町村に順次移譲された。</p> <p>また、平成24年4月には、大阪市消防局を中心とする府内の全消防本部により「保安3法事務連携機構おおさか」が設立された。同機構は、各市町村において移譲事務を円滑かつ効率的に処理できるよう消防本部同士で情報を共有し、関係法令の運用や指導内容の平準化、担当職員の養成、講習会の開催等を連携して行うことにより、事業者の自主保安体制の一層の促進を図り、府域全体の安全・安心の確保に努めている。</p> <p>これらの取組により、府内の高圧ガス事業所への年間の立入検査実施件数は、平成22年度の150件から平成25年度には2,116件(うち大阪市537件)と大幅に増加している。</p> <p>(参考) 「保安3法事務連携機構おおさか」の主な活動実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th style="text-align: center;">平成24年度</th><th style="text-align: center;">平成25年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業部会</td><td style="text-align: center;">3回(7月、12月、3月)</td><td style="text-align: center;">3回(7月、12月、3月)</td></tr> <tr> <td>講習会</td><td style="text-align: center;">・高圧ガス保安法講習会(8月)</td><td style="text-align: center;">・煙火消費保安講習会(6月) ・火薬類取締法事務講習会(9月)</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法</p>				平成24年度	平成25年度	作業部会	3回(7月、12月、3月)	3回(7月、12月、3月)	講習会	・高圧ガス保安法講習会(8月)	・煙火消費保安講習会(6月) ・火薬類取締法事務講習会(9月)
	平成24年度	平成25年度										
作業部会	3回(7月、12月、3月)	3回(7月、12月、3月)										
講習会	・高圧ガス保安法講習会(8月)	・煙火消費保安講習会(6月) ・火薬類取締法事務講習会(9月)										
効果	<p>事業所への立入検査が頻繁に実施され、また、例えば消防本部が容器の不備を発見した際に必要に応じて販売店に引取りを依頼する等の事業の実態に沿ったきめ細かい指導監督が実施されるようになった。また、危険物規制のエキスパートである消防本部が事業者情報を一元的に管理することにより、事業所の状況を的確に把握し、火災予防と併せた一体的な規制・指導を行うことが可能になっている。</p>											
担当課 関連サイト	<p>大阪市消防局予防部規制課 http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000163242.html</p>											